

公益財団法人がんの子どもを守る会コンプライアンス・利益相反管理規程

第1条（趣旨）

公益財団法人がんの子どもを守る会（以下「当会」という）は、医療、療養環境の改善を通して、小児がん患者・家族、小児がん経験者に対する生活の質を向上するため、公正、公平、公益性を念頭に活動している。また、活動の原資は、会員、企業、団体及び個人等からの寄付によって賄われている。活動に当たり社会の理解を得るためには、透明性を一層高めるとともに、法令の遵守（コンプライアンス）、及び利益相反に関する諸事項の適切な管理に努めなければならぬ。そのため本規定を設けるとともに、これを実施するため「コンプライアンス・利益相反委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

第2条（定義）

本規程において「コンプライアンス」とは、次に掲げる事項を遵守または尊重し、当会の活動を展開することをいう。

- ① 法令、規則、条例、通達およびこれに準ずるもの。
- ② 定款、就業規則、その他当会内規程・規定等。
- ③ 社会通念や倫理規範等で、それに反することで社会から非難を受けるおそれのあるもの

2) 本規程において「利益相反」とは、小児がん患者・家族等を支援する当会ならびに当会役員・職員としての義務よりも、自己または第三者の利益を優先させる行為をいう。「組織としての利益相反」「個人（役員・職員）として利益相反」があり、いずれの利益相反もないようにする。

第3条（委員会の目的）

委員会は、役員・職員の法令順守に関する事項、利益相反に関する事項の報告を受けて適正に管理するとともに、必要に応じて職員への教育・啓発を行う。

第4条（委員会の構成・委員長）

委員会は当会の理事長、執行理事及び外部委員で構成する。外部委員の任期は2年で、再任を妨げない。委員長は理事長が務める。

第5条（委員会の招集・定足数等）

委員会は理事長が招集する。

- 2) 委員会は、構成員の3分の2の出席がなければ開催できない。
- 3) 表決は全会一致を原則とする。ただし、委員は自己の利害に関する条件については表決権を有しないものとする。

第6条（事務管理）

コンプライアンス・利益相反の管理は、委員会の指導の下、事務グループ担当が事務局の任にあたる。

第7条（違反行為に関する調査と報告）

- 1) 当会の事務グループ担当は、本規定の趣旨に従って、コンプライアンス・利益相反に関する調査を適宜、委員会の外部委員と連携して公正かつ公平に行う。
- 2) 役員・職員は、コンプライアンス・利益相反に違反する行為もしくは違反のおそれのある行為を認めるときは、通常の業務遂行の一環として、その是正・防止に努めなければならない。その経緯及び結果については事務グループ担当に報告するものとする。その場合、事務グループ担当は、前項（第1項）の規程に沿って調査を行う。
- 3) 役員・職員は、前項(第2項)について、通常の業務遂行上の手段・方法によっては、その是正・防止が不可能又は困難である場合、公益通報制度を利用できる。同制度の詳細は別に定める「がんの子どもを守る会公益通報制度に関する規程」による。
- 4) 役員・職員は、別の細則で定める利益相反報告事項を、事務グループ担当に報告しなければならない。職員は報告事項に変更が生じた場合は速やかに届け出る。
- 5) 報告者が当会の役員・職員の身分を失った時、事務グループ担当は報告書を速やかに破棄し、委員会に報告する。

第8条（委員会の疑義、違反への対応）

事務グループ担当が第7条第1項・2項の調査に基づき、役員・職員にコンプライアンス・利益相反の疑義があると判断した場合、業務執行理事に報告しなければならない。業務執行理事は理事長に報告して委員会の開催を求めなければならない。

- 2) 委員会は疑義を審査し、違反があったと判断した場合は原因を究明して改善を指導し、再発防止案を提言する。
- 3) 違反があったと判断された関係役員・職員が前項の指導・提言に異議がある場合は、委員長に再審査を求めることができる。
- 4) 前項(第3項)の異議がない場合、委員会は重大なものについては指導・提言の内容を直ちに公表する。異議があった場合は、再審査の上で、重大なものについては結果を公表する。
- 5) 理事長は委員会の指導・提言に基づき、関係者に対する厳格な処分をする。

第9条（規程の改廃）

当規程の改廃は理事会が行う。

付則 この規程は2020年6月7日より施行する。